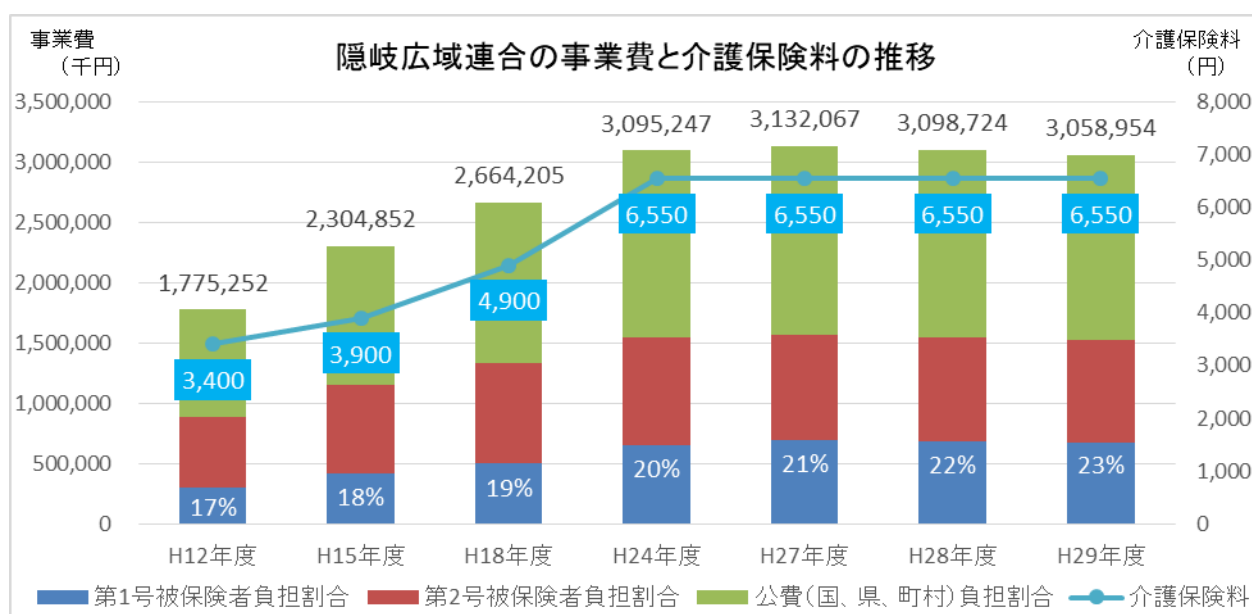


第10章

第1号被保険者の介護保険料

1. 介護保険事業費の財源推移

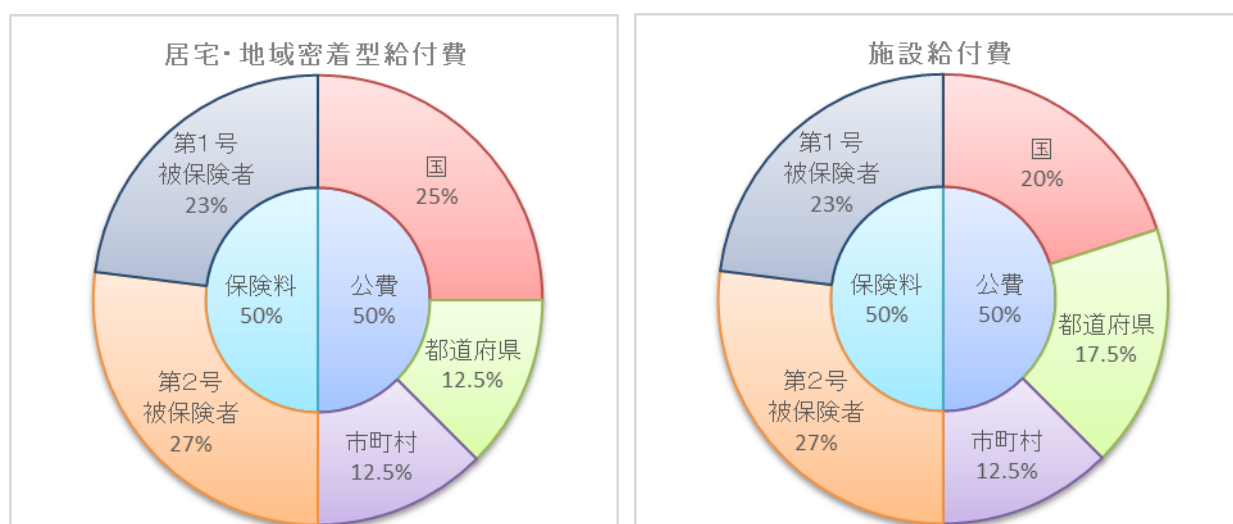
- 保険給付費の費用負担割合は50%を公費として国、県、町村で負担し、残りを40歳以上の被保険者で負担するようになっており、その割合は計画期間単位で見直され、全国一律に決定される。
- 地域支援事業費の費用負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業・任意事業費で異なり、介護予防・日常生活支援総合事業費では保険給付費と同様であるが、包括的支援事業・任意事業費では、第2号被保険者は負担せず、その分を公費で負担するようになっている。それぞれの割合は保険給付費に準じて決定される。
- そのうち65歳以上の第1号被保険者負担分は、隠岐広域連合が介護保険料として直接徴収し、事業費（保険給付費と地域支援事業費の合計）の財源としている。



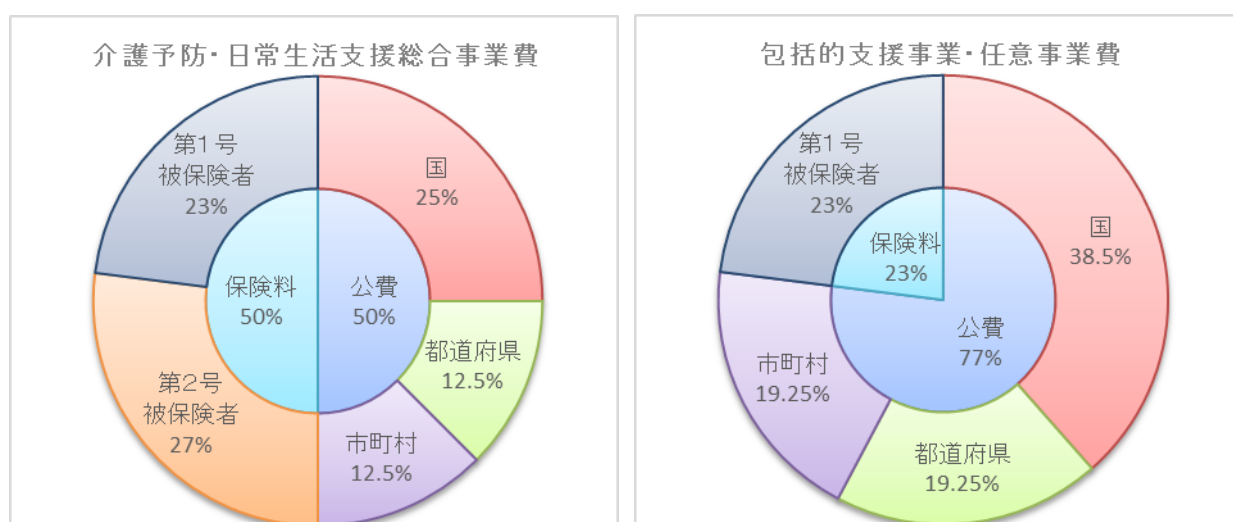
○隠岐広域連合における第1号被保険者の介護保険料は、第6期計画において月額6,550円（年額78,600円）が基準額となっている。

○第1号被保険者の負担割合が第1期計画の17%から第6期計画では22%に段階的に引き上げられたが、第6期計画では、介護給付費準備基金の取り崩しを行うことによる減額（上昇抑制）と、所得割合に応じた保険料多段階化（8段から11段階）による負担率の引き上げ（最高値1.50から2.30）を行うことで、低所得者層の負担を軽減し保険料を据え置いた。

●第7期保険給付費の財源構成



●第7期地域支援事業費の財源構成



2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料

(1) 介護保険事業費の見込み

○第7期計画期間中の各年度及び平成37年度における保険給付費及び地域支援事業費の見込額を下記のとおりとする。

(単位:円)

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 第7期合計 | 平成37年度 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 保険給付費 | 3,046,214,000 | 3,036,230,000 | 3,043,812,000 | 9,126,256,000 | 3,164,112,000 |
| 地域支援事業費 | 202,676,000 | 205,261,000 | 207,749,000 | 615,686,000 | 221,966,000 |
| 合計 | 3,248,890,000 | 3,241,491,000 | 3,251,561,000 | 9,741,942,000 | 3,386,078,000 |

(2) 所得段階別介護保険料

○第7期計画における介護保険料設定は、保険給付費の見込額、地域支援事業費の見込額、第1号被保険者の見込数、第1号被保険者の所得段階割合を踏まえながら、第1号被保険者の負担能力に応じた多段階化、保険料率を設定することによって、低所得者層の負担を軽減する。

○第6期計画と同様の第11段階及び保険料率を継続することとする。なお、第8段階までは国と同様の所得段階及び保険料率である。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{隠岐圏域で必要な} \\ \text{介護サービスの総} \\ \text{費用} \\ \text{(介護保険事業費)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方の} \\ \text{負担分23\%} \\ \text{(費用負担割合)} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{隠岐圏域に住む65} \\ \text{歳以上の方の人数} \\ \text{(補正後被保険者数)} \\ \text{※1} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険料基準額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \end{array}$$

※1 補正後被保険者数とは、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を第1号被保険者数とみなした人数。

【設定条件】

- 1) 第1号被保険者の負担割合が22%→23%に変更になることによる増額
- 2) 介護給付費準備基金^{※2}の取り崩しを行うことによる減額(上昇抑制)
- 3) 介護保険料多段階化による低所得者層の負担軽減(11段階の継続)

※2 介護給付費準備基金は介護保険事業費の財源を安定的に確保するため保険者(隠岐広域連合)に設置されている基金であり、介護保険財政に不足が生じた場合や介護保険料の上昇抑制のために必要に応じて取り崩しを行う。

●第7期月額介護保険料基準額：6,550円

月額基準額 年間基準額
6,550円 78,600円

| 所得段階 | | 保険料率 | 月額保険料 | 年間保険料 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|------|---------|----------|
| 第1段階 | 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.45 | 2,947円 | 35,364円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下の人 | 0.75 | 4,912円 | 58,944円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 0.75 | 4,912円 | 58,944円 |
| 第4段階 | 世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.90 | 5,895円 | 70,740円 |
| 第5段階 (基準額) | 世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 1.00 | 6,550円 | 78,600円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 1.20 | 7,860円 | 94,320円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万以上200万円未満の人 | 1.30 | 8,515円 | 102,180円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が200万以上300万円未満の人 | 1.50 | 9,825円 | 117,900円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が300万以上400万円未満の人 | 1.70 | 11,135円 | 133,620円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が400万以上800万円未満の人 | 2.00 | 13,100円 | 157,200円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が800万円以上の人 | 2.30 | 15,065円 | 180,780円 |